

## 公認セッター規程細則

第1条 この細則は、公認セッター規程に基づき、必要な事項を定める。

(研修会)

第2条 公認セッター研修会の受講資格は次の各号とする。

- (1) 公認セッター資格保持者
- (2) セッター検定会の受検希望者

第3条 公認セッター研修会は次の各号の内容で実施する。

- (1) アルペン競技のルールと知識
- (2) コーチ・セッターとしての服務心得
- (3) セッティングの要領
- (4) 選手強化に関する情報と知識
- (5) 大会運営等に関する情報

(検定会)

第4条 A級公認セッターの受検資格は、次に掲げる各号の一つに該当しなければならない。

- (1) 全日本ナショナルチームコーチとして2年以上経験した者
- (2) 全日本選手権大会、コンチネンタルカップにおいて10位までの入賞が3回以上の者
- (3) B級の資格を取得した者の中で受検日までの3シーズン以内に(受検年度含む)、B級公認大会で2レース以上のセットを行い、高速系種目で1レース以上の実務を経験した者

2 A級公認セッターを受検する者の実務内容は次に掲げる各号の通りとする。

- (1) 前項の(1)、(2)の該当者は、SAJ公認大会で技術系種目1回、高速系種目1回以上のアシスタントセッター、レフリー、アシスタントレフリーのいずれかの実務を行うこと。
- (2) 前項の(3)の該当者の高速系実務は、セッター・アシスタントセッター・レフリー・アシスタントレフリーとする。
- (3) 上記の実務を修了した上で、検定会受検の際に所定の報告書(ハンドブックに掲載)またはリザルトを提出すること。

3 B級公認セッターとなる受検資格は、各都道府県選手権大会及び都道府県公認競技会等で実務を経験した者とする。

第5条 A級及びB級の受検者の年齢制限は、受検する年の4月1日現在で、A級は22歳以上、B級は20歳以上とする。

第6条 公認セッター検定会は次の各号の通り行うものとする。

- (1) セッター検定会は学科検定と実技検定を実施する
- (2) セッター検定会では、検定を行う前に講習会を実施するものとする
- (3) 学科検定と実技検定それぞれで合格点を満たした者を検定会の合格者とする
- (4) 検定の合格基準は次の各号の通りとする
  - ① 学科検定は100点満点とし、80点以上を合格とする
  - ② 実技検定は100点満点とし、80点以上を合格とする

(研修会・検定会共通)

第7条 公認セッター研修会及び検定会の講師は、本連盟の認めたTD資格を有する者と本連盟アルペン専門委員2名以上をもってこれに当たる。

2 ブロックで行う公認セッター研修会及び検定会は、ブロックの認めたTD資格を有する者が講師を務め、受講人数によって講師の人数を決定する。

3 加盟団体で行う公認セッター研修会は、開催団体の認めたTD資格を有する者が講師を務め、受講人数によって講師の人数を決定する。

第8条 公認セッター研修会及び検定会に関する費用は開催する団体が負担する。

第9条 公認セッター研修会及び検定会の事業担当者は、事業終了後1週間以内に、所定の手続き方法にて事業報告を本連盟まで提出しなければならない。

第10条 この細則の改廃は、競技本部理事会の議決による。

令和6年7月25日 制定